

農地の貸借方法について

■農地の貸借方法

※農地所有者と耕作者との間で話し合いをしていただき、以下の①②のどちらかの方法で手続きをお願いします。

① 農地法第3条による貸借（農業委員会に書類を提出）

町農業委員会へ農地法第3条に基づく貸借の許可申請を行います。

審査の結果、許可されれば貸借を行うことができます。様式はホームページに掲載されています。

なお、申請書の他、農地の全部事項証明書（登記簿）や地籍図等の提出が必要です。

② 農地中間管理事業による貸借（農林振興課に書類を提出）

公益社団法人ひょうご農林機構が、農地を貸したい人から借り受けて、耕作者に対して貸し付けします。地域計画区域外の農地も貸借可能です。

なお、耕作者（個人・法人）が、地域計画の目標地図に位置づけられていること（農地の存在する集落ごと）が必要です。

また、登記名義人様の変更をされていない場合は、相続関係者の2分の1を超えた同意が必要です。

【 ①と②の比較 】

	① 農地法第3条に基づく貸借	② 農地中間管理事業に基づく貸借	
農地が市街化区域内に存在する場合	○	×	
農地が上記以外の区域に存在する場合	○		
申込み締切	毎月5日（申込み締切日が閉庁日の場合は、翌開庁日）	締切日	契約開始日
		R8. 7. 10	R8. 12. 1
		R8. 9. 10	R9. 2. 1
		<u>R8. 11. 10</u>	<u>R9. 5. 1</u>
貸借の期間	任意	<u>10年以上</u>	

○ 問い合わせ先 ○

【農地法第3条に関すること】

福崎町役場 農林振興課 0790-22-0560（内線 315）

【農地中間管理事業に関すること】

（公社）ひょうご農林機構 姫路農地管理事務所 079-281-9396

福崎町役場 農林振興課 0790-22-0560（内線 312）